一条の三十二から第十一条の三十四まで又は第十一条の三十六から第十一条の三十八まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号の二の二中「第十一条の六の二」を「第十一条の十二」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の二中「第十一条の七第四項」を「第十一条の十七第四項、第十一条の四十二第四項、第十一条の四十八第四項、第十一条の五十一第四項」に、「若しくは第七項、第七十二条の十三第二項、第七十二条の十六第四項、第七十二条の十七第二項、第七十二条の十八第三項、第七十三条の三十三第三項」を「、第五項若しくは第八項、第六十四条の三第三項、第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十二第四項、第七十二条の三十四第二項、第七十二条の三十五第三項」に、「第九十七条の二」を「第九十七条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第十一条の六」を「第十一条の十一」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第九条第一項（第七十二条の九において準用する場合を含む。）の政令で定める登記をすることを怠つたとき。

第百一条第二項中「第十一条の三十九第二項」を「第十一条の五十八第二項」に改め、同条第三項中「又は第三十七条の二第七項」を削り、「第三百八十一条第三項」の下に「の規定又は第三十七条の三第一項において準用する同法第三百九十六条第三項」を加える。

第百一条の二及び第百一条の三を削る。

第百二条第一号中「第四条第二項、第七十二条の四第二項又は第七十三条の十七」を「第三条第二項又は第七十二条の五第二項」に改め、第六章中同条を第百三条とし、同条の前に次の一条を加える。

第百二条　次に掲げる場合には、共済代理店は、五十万円以下の過料に処する。

一　第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百三条の規定に違反して、帳簿書類を備えず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

二　第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百四条の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

三　第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四　第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百六条又は第三百七条第一項の規定による命令に違反したとき。

第六章を第九章とする。

第九十二条の三第二項中「第十一条の二の三」を「第十一条の四」に、「第六章及び第七章」を「第九章及び第十章」に改める。

第九十二条の四第二項中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改める。

第九十二条の五中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に、「第五条」を「第四条」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第六章　指定紛争解決機関

第九十二条の六第一項第四号ハ中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改める。

第九十二条の七第三号中「第百条の二の三」を「第百条の四」に改める。

第九十二条の八第一項中「第百二条第二号」を「第百三条第二号」に改め、同条第二項中「第十一条の十第四号」を「第百三条第二号」に改め、同条第三項中「第十一条の十第一項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第七章　監督

第九十三条第一項中「、農事組合法人若しくは中央会」を「若しくは農事組合法人」に改め、「、中央会にあつては会員」を削り、同条第二項中「第九十九条の四及び第百条の六第一項第四号」を「第九十九条の七及び第百条の六第一項第四号」に改める。

第九十四条第一項中「又は中央会」を削り、同条第二項中「若しくは農事組合法人又は中央会」を「又は農事組合法人」に改め、同条第四項中「又は第十号」を「若しくは第十号」に、「、都道府県」を「又は都道府県」に改め、「又は中央会」を削り、同条に次の二項を加える。

第一項から第五項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項から第五項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九十四条の二第五項を削る。

第九十五条第一項及び第二項中「若しくは農事組合法人又は中央会」を「又は農事組合法人」に改め、同条第三項中「第十一条の七第一項、第十一条の二十三第一項、第十一条の二十九第一項又は第十一条の三十二第一項」を「第十一条の十七第一項、第十一条の四十二第一項、第十一条の四十八第一項又は第十一条の五十一第一項」に改める。

第九十五条の二中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二号中「組合」の下に「又は農事組合法人」を加える。

第九十五条の四を削る。

第九十六条第一項中「又は中央会」を削り、「議決」を「決議」に、「一箇月」を「一月」に改める。

第九十七条を削る。

第九十七条の二第三号中「第十一条の四十五第一項」を「第十一条の六十四第一項」に改め、同条第六号中「第十一条の四十七第一項第五号」を「第十一条の六十六第一項第五号」に改め、同条第九号中「第十一条の四十九第一項第三号」を「第十一条の六十八第一項第三号」に改め、同条第十二号中「信用事業」の下に「、倉荷証券又は第八十二条第一項若しくは第八十八条第一項に規定する組織変更」を加え、同条を第九十七条とし、同条の前に次の章名を付する。

第八章　雑則

第九十七条の三中「信用事業」の下に「、倉荷証券又は第八十二条第一項若しくは第八十八条第一項に規定する組織変更」を加え、同条を第九十七条の二とする。

第九十七条の四を第九十七条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

第九十七条の四　組合及び農事組合法人は、公告の方法として、事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない。

組合及び農事組合法人は、公告の方法として、前項の方法のほか、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。ただし、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、第二号又は第三号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一　官報に掲載する方法

二　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三　電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下この条において同じ。）

組合及び農事組合法人が前項第三号に掲げる方法を公告の方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告の方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。